

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年1月7日

【ファンド名】 ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメン
ト・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 辰野 温

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹野 康造

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹野 康造

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(NIKKO MONEY MARKET FUND)のサブ・ファンドであるニュージーランド・ドル・ポートフォリオ(NEW ZEALAND DOLLAR PORTFOLIO)(以下「ファンド」といいます。)は、2021年2月26日付で繰上償還される予定です。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ) 当該解散等の年月日

2021年2月26日(繰上償還予定日)

(ロ) 当該解散等に係る決定に至った理由

管理会社は、ファンドが、(1) 新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、ニュージーランド・ドル建て短期金融商品の利回りが0%近辺、もしくは下回る水準となり、満期を迎えた保有債券の償還金について十分にプラスの利回りを有する新たな債券に再投資することが困難となっている、(2) オーストラリアなど周辺国および世界的な金利低下の影響を受け、ニュージーランドの金利環境も弱含みに推移するなど市場環境の悪化により、投資運用会社がファンドの投資目的を達成することが出来なくなっている、という状況に照らして、ファンドの関係会社と協議の上、ファンドの運用を継続することは困難であるとの結論に至り、償還することを決定しました。

なお、申込みは2021年1月6日午後2時(ルクセンブルグ時間)をもって停止されました。

(ハ) 法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した2021年1月6日付の書面により、登録受益者である日本における販売会社に通知しました。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状